

梶原町障害者活躍推進計画

令和2年3月31日作成

| | |
|----------------------------|--|
| 機 関 名 | 梶原町 |
| 任命権者 | 梶原町長 吉田 尚人 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 梶原町における障害者雇用に関する課題 | 令和元年6月1日現在の障害者任免状況通報において、法定雇用率を達成しているが、障害者である職員の活躍のために更なる体制整備や各種取組が必要であると考える。 |
| 目 標 | |
| 1. 採用に関する目標 | 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第9条に規定された障害者雇用率の達成 （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 ※参考：令和元年6月1日時点の実雇用率 4.5% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理 |
| 2. 定着に関する目標 | 不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に障害のある職員の定着状況を把握・進捗管理 |
| 取組内容 | |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 | ①障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ②障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出 | 現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ①相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対して必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ②募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「特定の就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。 |
| 4. その他 | 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |